

## 伊豆半島うまいもん市 in 伊豆ゲートウェイ函南 出店要領

令和 2 年 12 月 7 日  
(一社)美しい伊豆創造センター

### 1. 出店者

- (1) 出店を希望される方は、「出店募集申込書」に必要事項を記載し、令和 3 年 1 月 12 日(火)迄に提出願います。
- (2) 出店料は無料、販売手数料はかかりません。

### 2. 出店ブース割り当て

- (1) 出店者ブースの配置は、当センターが設定します。
- (2) 止むを得ない事情で、出店できなくなった場合及び出店内容に変更があった場合は、当センターまでご連絡ください。

### 3. 事故防止責任

- (1) 出店物の搬入及び撤去、展示などに際し注意を払い、事故防止に努めてください。
- (2) 出店ブースでの展示物、装飾の転倒や落下などによる来場者に対する事故につきましては当該出店者の責任になります。並びに、万一、食中毒等の事故が発生した場合には出店者の責任で対応をお願いします。安全管理には万全を期してください。

### 4. 出店ブースの設備

- (1) テント(飲食ブース7か所のみ)  
1.5 坪テント(間口:2.7m、奥行:1.8m)を主催者が用意します。
- (2) 備品  
長机 2 つ(物販ブースは 1 つ)と椅子 2 つを主催者が用意します。足りない分の机、椅子や什器類は出店者手配でお願いします。
- (3) 電気設備(飲食ブースのみ)  
各自ご用意ください。会場のコンセントは利用可能ですが容量の制限があるため、分配をさせていただきます。使用機材については事前に報告いただきます。発電機の設置は可能です。希望される場合はお問い合わせください。また、その際には、1 設備につき 1 つの消火器を用意してください。
- (4) 水道設備  
各自ご用意ください。現地に水を汲める場所はありません。
- (5) ガス設備(飲食ブースのみ)  
ガスを用いた火気の使用は可能です。1 設備につき 1 つの消火器を用意してください。
- (6) ゴミの持ち帰り  
ゴミは各自で必ず持ち帰り処分してください。会場に設置したゴミ箱は、お客様の利用のみとさせていただきます。

## 5. 搬入

- (1) 会場への搬入及び準備は、イベント開始 30 分前迄にお願いします。
- (2) 出店者は、所定の搬入用駐車スペースで販売物・機材等を降ろした後、速やかに出店者用駐車場(後日ご案内いたします。)に車を移動してください(一般駐車場への駐車はできません)。
- (3) 出店物は各自で管理していただき、盗難、破損があった場合、責任は負いかねますのでご注意ください。

## 6. 搬出

- (1) 搬出はイベント終了後速やかに行ってください。
- (2) 搬出後、清掃と忘れ物の確認を必ず行ってください。
- (3) 販売時間内において、商品が完売になった場合でも搬出作業は行わないでください。

## 7. 販売食品等の取り扱いについて

- (1) 販売商品は、伊豆半島内の事業者が製造した一次産品・加工品(加工品については、製造元及び原産地表示が伊豆半島内のものに限ります。)で、露天で販売可能な食品とし、後日提出いただく「販売リスト」に記載のあったものに限ります。
- (2) 食品の提供(試食・販売)を行う場合は、食品の衛生的取扱いに最大の注意を払い、食中毒防止に努めてください。
- (3) 食品の販売等で必要となる、食品衛生法の営業許可等の取得手続きは、各出店者で行い許可証を提示してください。事前に許可証の写しを事務局で取りまとめ会場に提出いたします。
- (4) その他乳類販売等許可が必要なものを販売する場合は、各店舗で許可を取得し、許可証を提示してください。

## 8. その他注意事項

- (1) この「伊豆半島 食の祭典」では、「静岡県暴力団排除条例」(平成 23 年8月1日施行)に基づき、暴力団及び暴力団密接関係者の出店をお断りしています。
- (2) 販売場所はお客様用の駐車場に隣接していますので、交通事故には十分気を付けてください。
- (3) 搬入や搬出時にはスペースが少ないため、出店者同士で協力しあってください。
- (4) 販売物は各自が安全面と衛生面の責任を持って販売してください。
- (5) 無理な押し売り、勧誘などは、絶対にしないでください。
- (6) 他の出店者に迷惑となる行為、その他出店ブース及び会場建物に損害を及ぼすような一切の行為は禁止します。また、出店物の説明や並び列によって、道を塞いだり隣接出店者の妨げになるような行為、スピーカーを使った大音量での実演などをすることはご遠慮ください。
- (7) コロナウイルス感染拡大により、国の緊急事態宣言の発令、県の警戒レベルの一定以上への上昇、もしくはそれに準ずるような情勢になった際に、イベントを中止する場合があります。また開催に際しても、各ブースにアルコール消毒の設置、マスクや手袋の着用等をお願いし、コロナウイルス対策をお願いいたします。
- (8) その他本要項に特に定めのない事項であって、食の祭典の管理運営上必要となることについて、当センターから依頼する場合があります。

<以上>